

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

昭和 58 年 3 月 30 日条例第 4 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(財産の交換、譲与、無償貸付等)

第 2 条 財産の交換、譲与、無償貸付等については、筑西市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成 17 年筑西市条例第 48 号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。